

支部ニュース

2011年9月 No. 454

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 Tel.03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 大塚一男団員を悼む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・藤本 齊
- 2011 サマーセミナーの記録
 - ※あいさつ／東京問題の現状報告：築地市場問題と 2020 オリンピック招致問題
 - ※醍醐先生の講演（要旨）
 - ※吉井議員の講演（要旨）
- 2011 サマーセミナーの感想
 - ※サマーセミナーに参加させて頂いて・・・・・・・・・・・・・・・・望月正人
 - ※サマーセミナーに参加して（新人紹介）・・・・・・・・早田由布子
- 2011年の教科書闘争を振り返る・・・・・・・・・・・・・・・・村田智子
- 今年も、元気に、沖縄に連帯した横田基地の反対集会を開きます
ぜひ「10.15 横田基地もいらない！市民交流集会」に参加して下さい
- 【付】最近の「横田基地問題を考える会」の活動・・・・・・・・盛岡暉道
- 私の弁護士活動を振り返って・・・・・・・・・・・・・・・・松本善明
- 第23回 自由法曹団東京支部秋のソフトボール大会
10月28日（金）に開催！出場チーム大！大！大募集中！
- 日誌



大塚一男団員を悼む

支部長 藤本 齊

大塚一男支部団員が、9月3日、亡くなりました。謹んで哀悼の意を表します。

大塚さんは、研修所1期、73年まで東京合同法律事務所で、その後は四谷法律事務所で長く活動され、松川事件の主任弁護人を一貫して務められたのを始め多くの事件で自由法曹団員としての仕事を成し遂げられてきた一方、日弁連人権擁護委員長をはじめ同委員会を中心に弁護士会の中でも大きな活躍をされてきました。

私自身にとっても忘れられない貴重な大先輩の一人でした。東京合同事務所にはいつてすぐの事務所の飲み会は四谷事務所に移る大塚さんの歓送会で、その司会をさせられたのは一年生の私でした。実に複雑な思いでしたが、その後も結局は江津再審請求や芦別国賠請求事件等で延々と大塚さんの警咳に接することで私の弁護士生活は始まったのです。

当時の弁護団合宿は一組しかない正規記録一式を山奥の一室にずらりと並べておいて、いくつかの事務所からやってきた各人、担当関係を黙々と読み、黙々と書き、また黙々と読み書き上げるというものですから、山の中に4,5泊するのが普通で、散歩と入浴以外は他にすることもなく、夜を迎えるわけです。夜の食卓の周りで一番しゃべってたのは大塚さんだったような気がする。色んな裁判官や検察官や弁護士を定点観測して来た大塚さんの個別個人批評を感心しながら聞いたものです。まだ若かった私たちは、個人の個性の問題じゃなくて制度や支配的イデオロギーの問題なのだと、言ってみれば思考省略をしていたのですが、ギリギリ制度を追求して来て見れば、そこから人間も見えてくるものらしいということに不思議な感銘を覚えたものです。でも、未だに、私も又私達の世代もそういう風には到達していないようです。

更に夜が更けると、橋本紀徳さんが胴元になってのトランプのブラックアウト（余り知られてないかも知れないですが、実に単純なルールなのに実に飽きない。）に興じることになり、その累積結果が毎朝鴨居に貼り出されてぶる下がっている下で、再び黙々たる合宿が始まるという次第です。でも、大塚さんはこれには参加せず批評的な眼で我々を眺めてらした。何を考えてらしたのでしょうか。

岡林辰雄さんの笑顔について、私はかつて団通信紙上で、顔からはみ出る満面の笑みと評したことがありましたが、大塚さんのそれは、ちょうど顔一杯の過不足なき見事な満面の笑みというべきでしょう。本当に日頃から優しさそのものの様な人でした。それだけに、叱責されたときは怖い。何しろ過不足ないのですから。日弁連の人権委の企画の関係で一度叱責する顔を見たことがある。怖かった。

弁護士になって5年目の78年4月22日の九段会館での大塚さんの講演は忘れがたいものがあります。日弁連全国統一行動として日弁連・関弁連・東京三会共催の「弁護人ぬき裁判と刑法・少年法改悪阻止を訴える東京集会」で前々人権委員長だった大塚さんがされたメインの講演です。優に2時間に及んだんじゃないかと思う膨大な講演の最後を、大塚さんは次のように述べて終わりました。印象的でした。

「国民とともに歩み、ともに悲しみ、ともに憤りつつ、真実と正義の実現に苦闘してきたとこ

ろの在野法曹の100年の歴史というもの、そしてその100年の歴史を現代において唯一最高の形に結集したのが、日本弁護士連合会であります。どうかみなさん、日弁連とともにこの（弁抜き）法案を廃案に追い込み、代用監獄を廃止させ、少年法と刑法の改悪を防ぐためにいっしょになって立ち上がってください。私はその一人として、乏しい経験の中から感じたことをここにつづってみなさんへのご報告にさせていただきました。」（日本評論社「回想の松川弁護」p295~332）

ここには、さまざまな意味で、いかにも大塚さんらしい考え方、センス、配慮、・・・思想がにじみ出ていると私には感じとれました。以降しばらく、このときの大塚さんの講演の発想を下敷きにさせていただきながらあちこちでの講演に活用させていただく日々が続いたことをまざまざと覚えています。

大塚さんの多くの著書の中で、何ととっても衝撃的だったのは、「最高裁調査官報告書 松川事件にみる心証の軌跡」（筑摩書房 1986）と同事件の被告人とされた本田昇さんとの共編著「松川事件調査官報告書（全文と批判）」（日本評論社 1988）でした。死刑4名を含む17名に鈴木禎次郎裁判長が「確信をもって言い渡す」とわざわざ言って「確信判決」などと称された大誤判の上告審での調査官報告書です。元来が門外不出・厳重に秘密にされているはずの調査官報告書の現物（ご丁寧に手書きの注や線まである）が、市場で偶然発見されて入手されたということ自体がまずは信じられない驚愕の出来事だったわけけれども、その調査を指揮し最終的な全体の修訂を行って統一した主任調査官であった青柳氏の内容がまた、被告団・弁護団に対する悪意に充ち満ちたとんでもないものであったことに大塚さんらさえが驚きをかくせないというしろものです。というより、退官して大学教授となった青柳氏の言動がそういう松川有罪論の報告書の存在を推測させていたところ、それが古本屋で発見されたというわけでもあります（もう一人の補助の龍岡調査官の内容やその後の対応等については大塚さんは青柳氏と比べ節度あるものとして区別して評価されているようです）。この報告書にもかかわらず最高裁がよく差し戻したともいえます（7対5。実際、田中耕太郎長官らの少数意見はこの報告書を下敷きにしたものです）。松川の裁判闘争が実際目に見える以上に奥行きが深いものであったことを思わせるものと言えましょう。若い団員のみなさんにはご存じない方も多いかと思いますが是非一瞥を。前出の「回想の松川事件」等にも概略が触れられています。

私たちは、いずれやむを得ないこととは言い条、間違いなく偉大な先輩をまた一人失ったことになります。

でも、今は、心から感謝したいと思います。大塚先生、本当にありがとうございました。

2011サマーセミナーの記録

あいさつ

藤本支部長

今年度の団支部は、振り返ってみると、2月総会で都知事選に向けて小池候補も迎えて始まった。ところが東日本大震災・原発事故で都知事選も重要性が吹き飛ばされたようになり、どさくさにまぎれて石原再選となった。

一方原発問題・震災問題は深刻化するが政治は混迷を極めるのみで結果としてアメリカと日本の支配層の思惑が大メディアを通じた巧妙かつ露骨な世論操作と職場・業界支配で貫徹されかねない。

そこからの反転攻勢をどうやって作っていくか。今から4年後の都知事選を待つまでもなく、動きだす必要があり、長期化する原発の問題も法律家の視点から取り組んでいくことが法律家の使命。その意味で、今年のサマーセミナーの講師陣をお願いした。

(東京問題の現状報告：築地市場問題と2020オリンピック招致問題)

① 築地市場移転問題

築地問題について経過報告をする。「築地市場移転問題」というレジュメと資料を見てほしい。東日本大震災での液状化問題など4月頃までの状況をまとめてみた。

35年開場、91年現在地再整備を進めていたが96年に中断。石原知事が誕生して、1999年9月に築地移転に言及し進行する。06年に業界大筋合意、2014年に新市場開場と言われている。しかし、汚染物質問題が発覚し、移転に反対した民主党が09年に議会第1党になるが、次の予算決議では反対せずに一部凍結で終わり、昨年10月に都知事が1280億円の予算執行を行う。民主党は反対したが一人離反者が出て通過する。

東日本大震災では用地から「噴砂」（液状化現象をこう称している。）用地取得は完了している。移転を前提とした環状2号線工事が9月頃から再開。反対運動が座り込みなどを提起している。6月の市場卸協同組合で反対派が理事長になる。理事会は半々だったが、12年ぶりに反対派が理事長に選出された。都は推進すると言うが、反対派も勢力を得ている。

都の説明文書では、築地市場ダメ論の根拠としては老朽化、狭隘化、取扱量の減少など言われているが、大震災にも施設は耐えており、経済・流通構造の変化での取扱量の減少という事態もあり、指摘は的外れ。築地はだめだという根拠にはならない。

現在の築地再整備ダメ論の根拠は、費用の高騰、工期の長期化、業界団体の反対であるが、方向性が明確にならないので時間がかかっているだけであるし、費用もさほどではない、市場業界全体が反対しているというわけではない。

一方移転派の豊洲大丈夫論があり、地震の影響で判明した「噴砂（液状化）」については、敷地

全体ではない、一生住んでも健康に影響はないなどという。原発問題で既に政府の「安全」は信用できない。

市場・流通改革の中で国政と石原都政が一体化→国政も都政も変えていかないといけない。例えば、TPP問題での食の安全安心も関連する。

これまでの団の動きは市場関係者の動きの鈍さもあり学習会程度。環状2号線反対運動などにも関わるべきで、PTも立ち上げる必要がある。オリンピックの問題も含めて、解決していきたい。

②2020年オリンピック招致問題

報告書は500ページに及ぶので、概要で方向性が分かる。2016年招致問題まで石原都政はスポーツについて冷淡で、イベントになると態度豹変して予算を付ける。

報告書にあるように、本音は自分たちの開発計画にオリンピックを利用しようとしている。2016年招致でも紙上の計画では、評価されたと誇っているが、実際はとんでもできないような代物の計画書。例えば、遊泳競技場所が実際は遊泳禁止区域。これらについてIOCにこちらから報告した。団の報告書に掲載してある。2016招致活動の予算は、150億円も費やした。シカゴなどのほかの場所は半分程度。電通にお金が流れているようだ。

2016年であきらめたと思っていたが、2020年懲りずに招致と言う。2016招致敗因の分析は、人的なところで問題があったにすぎず。運営計画で評価されたと思っている。

2018年冬季オリンピックは韓国での実施が決まったので、さらに難しい。JOCが東京都に要請した形で周囲の賛同を得たとする。2013ブエノスアイレスでのIOC総会で決定。

最大の問題は、事故収束の具体的スケジュール。これを出さないといけないが、来年2月。遅くとも再来年1月7日。現時点で立候補しても外国の選手が参加を希望しない。観光客の退却ぶりを見ても明らか。

招致成功には、世論の盛り上がりも必要。「復興五輪」と銘打つ。しかし復興五輪であれば、どうして東京で開催するのか。どうも聖火ランナーに東北被災地を走らせる程度。4000億円の積立金がある。東日本大震災、福島原発事故が収束していない現状でオリンピックにつぎ込む必要があるのか。

相変わらずスポーツ一般に冷淡な対応。老朽化した施設を補修したという話も聞かない。

少なくとも福島事故が終わって、国民がスポーツを楽しめる環境が整備されてからでもよいではないか。2024年、28年、32年で十分。

意見：国民の意識や感情をよく見たうえで反対運動をやるべき。仙台と東京の地理的感覚が外国の人には分からない。復興については、あまり投票には影響しないのではないかと。

醍醐先生の講演 (要旨)

東京都の財政の現状と改革のための提言を中心にお話ししたい。先ほど話の合った築地移転、オリンピック、外環道路などの石原都政特有のイベント的な問題点について都民にとっても都財政にとっても大きな浪費を生み出していることは問題。もっとも、今日は、もっと足元の、都民の生活・福祉に密着したところで東京都の財政がどういう仕組みになっているのか、どこにどういう問題があるのかを中心に話をしたい。また、財政問題を渡辺治さん達と研究しているが、美濃部都政の福祉バラマキ批判に対してもトラウマのように思われている方も多いようなので、その点についてもお話ししたい。

東京都の財政分析について、まず、パワーポイント風の資料①を中心に説明し、その後文章化した資料②で確認してゆく。

資料①の2頁目、東京都の財政を会計区分と言うが、財政活動の単位であり、全体を概観する上で見ておく必要がある。まず一般会計といわれるのがコアな部分。国と同じ特別会計。特別会計には、地方自治法に基づいた特別区財政調整会計などの法適用のものが15あり、法適用に基づかない東京都独自の特別会計が3つある。この一般会計と法適用の特別会計を合わせて普通会計といい、09年度決算額が23兆3423億円。外に公営企業法に基づいた公営企業会計が11あり、直近の決算額が12兆4525億円。そのほかに監理団体がある。これはいわゆる外郭団体であるが、東京都は監理団体と呼ぶ。株式会社形態や財団法人形態を取っている。その決算額が7411億円。他に地方独立行政法人会計がある。首都大学東京などである。その決算額が1481億円。



特徴は、普通会計の規模と東京都の公営企業会計が普通会計の半分超規模であるところ。3頁目で東京都の一般会計を特徴の現れる歳入面から見て、地方財政計画と比較する。地方財政計画は、地方自治体の平均的な姿。毎年財政計画を建てて財源不足団体に地方交付税交付金を交付するために作る。2009年度歳入の内訳は、地方税（住民税・法人関係2税）を見ると東京は66.3%、地方は4割にも満たない。地方税の割合が極めて高い。その中で法人関係2税を見ると20.1%、他の自治体は4.5%で、いかに首都圏東京に大法人が集中しその税収に支えられているかがわかる。東京都は、地方交付税はもらっていない。地方交付税は財政力指数の低い財源不足団体に向かう。東京都は戦後一貫して、財源超過団体で、美濃部さんのときも財源不足団体になったことはない。このことは注意を要する。また、地方債も東京は7.6%と低い。つまり、借金に依存していない。

特徴は、普通会計の規模と東京都の公営企業会計が普通会計の半分超規模であるところ。

3頁目で東京都の一般会計を特徴の現れる歳入面から見て、地方財政計画と比較する。地方財政計画は、地方自治体の平均的な姿。毎年財政計画を建てて財源不足団体に地方交付税交付金を交付するために作る。2009年度歳入の内訳は、地方税（住民税・法人関係2税）を見ると東京は66.3%、地方は4割にも満たない。地方税の割合が極めて高い。その中で法人関係2税を見ると20.1%、他の自治体は4.5%で、いかに首都圏東京に大法人が集中しその税収に支えられているかがわかる。東京都は、地方交付税はもらっていない。地方交付税は財政力指数の低い財源不足団体に向かう。東京都は戦後一貫して、財源超過団体で、美濃部さんのときも財源不足団体になったことはない。このことは注意を要する。また、地方債も東京は7.6%と低い。つまり、借金に依存していない。

4頁目で普通会計の財政状況を09年度で見てみる。財政力指数（収入÷支出）が1を超えていれば、財源超過団体で、東京都は1.34。自治体平均で0.52なので東京都の裕福さが分かる。経常収支比率は、08年度から09年度に比較して、収支差が狭まっている。収入に支出がひっ迫してきている。景気低迷の影響だが、都財政が法人関係2税に左右されていると言ってよい。石原

都知事が都財政を建てなおしたというが、景気の良い時に都知事になっただけの話。今後も経常収支比率には注意する必要がある。実質公債費負担利率は利払や元利償還で標準財政への比率で借金の依存度。東京都は3.1で低い。将来負担比率は、地方債や複数年度契約のときの将来債務。分かりやすくいえば住宅ローンにおいて、年収のどの程度のローンを組んでいるのかということ。東京都は、77%にとどまっている。自治体平均は229%。この1、2年は上昇している。

5頁目はストック（資産）の問題で、普通会計の資産構成を示した。06年度から09年度の変化を見た。主な資産項目で、インフラ資産は道路・河川等の固定資産。5000億円増えているが大きな変化ない。福祉施設・病院・学校などの行政資産は、3年間全く動いていない。いかに、東京都が福祉施設等の整備・建設にお金を使っていないことが明確。基金積立金は内部留保である。1.9兆円から3.3兆円に激増。オリンピックの積立金もこれに入る。都の財政は一口でいえば「基金ため込み型財政」と言ってよい。ちなみにフロー指標の人件費について言えば、総コストの比率を見ると、33.2%から29.4%に下がっている。

6頁は23区の財政力指数格差の表。財政力指数は、その自治体の財政面の体力を示す指標として分かりやすい。1を超えていれば財政超過団体。1を超えるのは港と渋谷。最下位は荒川区0.29で墨田～荒川の5区は横並び。2極分化している。港区と荒川区では格差は5倍。そこで、これを是正するのに都区財政調整交付金制度がある。

7頁でこの制度について説明するが、これは区の財政力のばらつきを調整するもの。これは東京都23区だけの制度。できたのは1952年地方自治法改正の時。垂直的配分と水平的配分の2層構造。都がプールした財源をまず垂直的に都の留保分と23区に分配する分に分ける。現在は都が45%、区が55%。割合は歴史的に変化し区の区分が増えてきている。水平的配分は、都のどこに住んでも、同じ配分を受けられるようにする財政力調整の意味がある。

8頁でその配分原資を説明している。通常市町村が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、土地保有税の3税。23区が直接収納するのではなく、東京都が肩代わりして、収納し、配分。調整3税という。財政力格差の固定化を防ぐため、都が財政力指数に応じて配分する。09年度で8635億が分配。95%は普通交付金として、5%は特別交付金として配分。

9頁の表での4つの区の歳入構成を比較すると、足立区、荒川区がいかに区財政調整交付金に依存しているのかが分かる。国庫支出金も倍くらいの違いがある。多摩市部、町村部、島嶼部など23区以外はどうなっているのか。10頁の比較表を見てほしい。都区財政調整交付金は当然もらえない。地方交付税、都支出金は町村・島嶼部で多く交付されている。

ここで文章化したレジュメ「東京都の財政：現状と提言」を見てほしい。

東京都は広域的地方公共団体として、大都市事務を担当しているが、都と23区での担当事務の分掌が歴史的に変化する。00年清掃事業が都から区に業務移管。事務が移管すると財源も移管する。垂直的配分の割合の変化につながる。

東京都は前述の通り地方交付税交付金を受けていない。しかし、各区や都下の市町村などはどうなっているのか。23区は一体の大都市とみなされており、ひとまとまりとして地方交付税交付金の判定を受ける。従って23区も地方交付税交付金を受けない。但し、東京都は、23区対象で都区財政調整交付金制度を採用している。市町村はそれぞれ交付を受ける。

東京都支出金というのは、特別区が実施する大規模、臨時、特例的な都市計画事業7事業に対して都が目的税として徴収する都市計画税を財源にする「都市計画交付金」をいう。

東京都は、23区外の市町村との関係では、市町村総合交付金だが425億円で、都区財政調整交付金の20分の1。これを見ても市町村からは、東京都は23区ばかりに顔を向けているとの批判があり、無理からぬところである。

また、市町村総合交付金は都区財政調整交付金と運用の仕方が大きく異なる。財源補完とは言うが、都区財政調整交付金とは違い、財政力のみを基準に交付されるものではなく、財政状況割(30%)、経営努力割(15%)、振興支援割(55%)の3つの指標で分配される。財政状況割は財政力のみでの基準だが3割。振興支援割は都のプロジェクトに適合する事業への支援として査定される。経営努力割は、都知事が人事給与制度の状況や徴税努力を査定する。市町村からは、このような都がコントロールするような方法はやめてほしいとの声強い。査定をするような市町村総合交付金はやめて、特別区のような財政調整交付金に発展的に解消するべきではないかと思う。東京都の財政現状はすでに述べたので割愛する。

次に「3. 活用可能な財源の検討」にゆきたい。ストックとフローの両方から見ての活用可能財源を見る。ざっくり言って一般会計で10年度見込みでは2兆6056億円。ひも付きのものは除いての金額。

フローベースの活用可能財源については、資料③2枚目表3(一部執行率の数字及び数字の位置が誤っている)を見ていただきたい。歳出予算の執行率が低い事業の事例分析である。事業ごとの予算の執行結果を表したもので利用価値の高い資料である。

各年度の5000億円以上の未執行額=使い残し。予算化したが決算で使用しなかった金。どこのどういう金が使われていないかで、3費目について分析した。

福祉保健局の高齢保健福祉施設整備費補助は、07年度に143億円使えたのに、73億円残している。08年度は145億円使えるのに、79億円残っている。09年は147億円使えるのに31億円残っている。表の数字は社会福祉施設全体の内の高齢者分に絞っており、本文は社会福祉全般であった少しずれている。使い残しているのは需要がないためではない。東京は65歳以上の人口10万人当たりの介護保険施設の定員は全国最下位、特養待機者は43746人と、供給は高齢者の需要に追い付いていない。にも拘らず使用されていないのは、土地を用意できる人にしか補助していないから。しかし土地を用意していない人に補助しないのは現実的か。東京都での用地を確保は至難である。07年度までは4分の3用地取得費を補助していたが、08年度に規制緩和のために民間で用地を借りて確保できるようになったので補助金支出はやめてしまった。個人の財産形成に公的補助を出してよいのかという点は難しいし、辞める時や売却する時の財産帰属に問題はある。しかし以前は実際にやっていたものを中止する。養護老人ホームなどもすべて用地取得費は除かれる。群馬県老人施設の「静養たまゆら」での火災死亡事故で、都内では用地が確保できないことが指摘された。用地取得を排除しては執行が出来ないのが現実。

産業労働局の就職チャレンジ事業支援については2年間だけ予算を付けた。10年度からは廃止した。しかも、08年度には19億使えたのに13億残し、09年度は29億計上されて執行は18億残す。残る理由は、若者の就職難状況に対し、応募資格が厳しすぎるから。募集状況は09年2月～7月で2650人いたが、受講は1053人。「生計の中心者」「都内に引き続き1年以上在住」など

の募集条件をもっと緩くして活用するべきではなかったか。「東京都」の予算であったとしても打ち切りは不適切ではなかったか。

中央卸売市場事業の施設整備の執行率が極めて低い。公営企業会計の一つ。豊洲施設整備費は予算の執行率は07年度4.1%、08年度2.5%、09年度54.1%。築地市場整備費の執行率は16.0%、65.3%、66.3%。いずれも執行率は低い。資料③表5では、公営企業会計の中で活用可能な利益剰余金（内部留保）を比較した。累積利益剰余金欄の左上の数字は該当金額。右が内訳。中央卸売市場会計は997億2800万円剰余がある。使途が規定されている積立金は使途をはずさないため。未処分利益剰余金は自由に使え、合計額が1437億9400万円。これをどう使うかが重要。最後に提言を2点（資料①11、12頁）

提言1。「貯め込みから有効活用へ」：ハードの遅れは昔からの東京の特徴。事業も移管すれば、財源も移管する。中央集権的なものではなく、分権の速やかな移行。財政調整制度への一元化が必要。浪費の誘因もなくせるので基礎自治体への権限移譲を。

提言2。財政力格差の是正：フローでみると自主財源・地方交付税・財政調整交付金等を加えると区部と支部ではあまり変わらない。ストックでみると特別区の上部以外は財政が脆弱。市町村の総合交付金制度を改善する必要がある。中長期的に財政調整交付金制度を拡充することが望ましい。

提言3は省略。

最後に美濃部都政について、小沢辰男さんの「美濃部都政の福祉政策—都制・特別区制改革に向けて」（日比野登著 2002年日本評論社刊）の書評を通してお話しする。

著者の日比野登氏は美濃部都政から鈴木都政まで都政を担当し支えてきた都庁の官僚。インサイダーストーリー。美濃部都政は3期続いた（67年79年まで）。バラマキ都政と言われるが、メディアで攻撃する側が批判的に称したもので、実態は先行福祉、先取り福祉。国に先んじて、補助事業でなく単独事業として上乘せ・横出し福祉を行ったもの。著者は社会福祉事業を予算でとらえるときに民生費としてとらえた。ただ、①都が全額負担し区市町村に事務委任している費目（老人医療費助成など）、②市町村のみ都が全額負担し市町村に事務委任するが、費用は財政調整で特別区自ら実施する費目（老人福祉手当など）があり、②は都区財政調整交付金でやる事業なので上記「民生費」に反映されない点は注意すべき。民生費の伸びを他の自治体と比較した。老人医療費の無料化は3割負担を東京都が肩代わりした。シルバーパスは2期目からでバスの無料化を実施。70年福祉元年と言われるが、美濃部は69年から老人医療費無料化を開始。国は73年開始。ただ、国が70歳から無料化した時に、美濃部は開始年齢を65歳～69歳に引き下げた。それで財政がパンクしたと批判されるが、日比野は2期目の決算比較をして、伸びを見ると歳入合計で東京2.18倍、全国は2.39倍。歳出は東京2.22倍、全国2.43倍。民生費だけを見ると東京は3.29倍、全国2.43倍。民生費は伸びたが歳出は抑えられている。全国的にも同じ傾向の中、伸び率を見れば批判は当たらないことは明らか。また、都の職員の人件費の問題も指摘されるが、東京都は人件費の伸びが2.71倍、全国は2.83倍。むしろ東京都は抑えている。美濃部福祉は「バラマキ」というのはデーターとつぎ合わせた批判ではなかった。革新自治体内での美濃部批判や、同和行政の対立、人件費切り下げなどを巡って職員組合と対立するなどして美濃部都知事が孤立

化していった。ただ、美濃部財政を見れば都の福祉政策は区がやっている分は「民生費」に反映しない。ここをもって日比野は「都区財政制度で福祉を守った」と評価する。

美濃部都政から鈴木都政を経て石原都政になるまで、美濃部都政の組み立てた福祉政策は切り捨てられたわけではなく、継承されている。美濃部都政にも1点問題がある。老人医療費の助成について、国が70歳としたら美濃部都政は65～69歳にした。国の遅れた政策は押し上げたが、都として、それを続けていくにしても財源的な裏付けがあったのか検証が必要。このことは現在の政府の子ども手当にしても、高速道路無料化にしても、政策に財源の裏付けが必要ということは銘記すべき。

K団員：財政調整制度の裏側の説明をする。75年の区長公選制で区の職員の労働条件は一律になった。職員の労働条件と都民サービスの統一性が目指された。

橋元知事が大阪都構想など言うが、彼は東京都政の実情をよく知っているのかという疑問がある。大阪市の権限を取ったからとして、官僚が制度を維持している面がある。

醍醐先生：橋元知事は、都区財政調整制度について、制度を入れるのか、垂直配分などどう考えるか、どう思っているのか聞かないと何とも言えないが、強権的な石原知事の姿勢だけを見ているような気がする。民生費事業は、鈴木都政の時の制度で見ても、事業開始年度は美濃部さんのころのもの。ということは、鈴木都政の時期も美濃部福祉政策が継承されていることを意味する。

K団員：三多摩予算について。23区予算について使われる都区財政調整金を市町村にも使えるようにするとしても、三多摩も入れた統一的な制度を作るべきではないか。

醍醐先生：調整金は、都が作ったものではなくて、地方自治法に基づいて、国が作った特別区を前提としたもの。だから、23区に交付される都区財政調整金を市町村に使えるようにするには、法改正が必要。むしろ市町村に交付される都市支出金について、査定制度も金額も見直すべき。格差がかなり大きくなっているので増額が必要。

I団員：表4の財政指標の差異の原因。高齢者福祉施設

醍醐先生

都は地方債をあまり発行していない。債務負担行為は、東京都下の場合、武蔵野市などでは、学校の用地の購入に多い。

統廃合で用済みになった学校を病院などに転換して使えないか。

未消化の予算があるなら、最初からそんなに予算をつけなくてもいいんじゃないかとも思う。

東京都の財政分析と都政転換に向けた提言

醍醐聰

自由法曹団サマーセミナー
2011年8月26日

東京都の会計区分

一般会計
特別会計
法適用
・特別区財政調整会計
・都営住宅等事業会計ほか15
法非適用(多摩ニュータウン事業会計ほか3)
公営企業会計(12兆4,525億円)
・病院会計・中央卸売市場会計・水道事業会計
ほか11
監理団体(33)(7,411億円)
地方独立行政法人会計(2)(1,481億円)

普通会計
(23兆3,423億円)

一般会計の歳入構成(2009年度)

	地方税	(法人関係二税)	地方交付税	地方債	合計
東京都	66.3	(20.1)	0	7.6	100.0
地方財政計画	39.6	(4.5)	20.6	16.4	100.0

普通会計の財政状況(2009年度) (括弧内は2008年度)

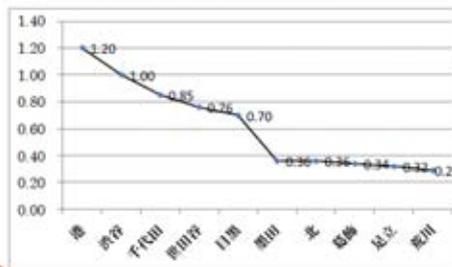
	東京都	都道府県平均
財政力指数	1.34(1.41)	0.52(0.52)
経常収支比率	96.0(84.1)	95.9(93.9)
実質公債費負担率	3.1(5.5)	13.0(12.8)
将来負担比率	77.0(63.8)	229.2(219.3)

普通会計の資産構成(単位:千億円)

2006年度 → 2009年度の変化

- * インフラ資産(道路、河川等)
13.4兆円 → 13.9兆円
 - * 行政資産(福祉施設、病院、学校等)
7.9兆円 → 7.9兆円
 - * 基金積立金
1.9兆円 → 3.3兆円
- (参考) 人件費/総コスト比率
33.2% → 29.4%

23区の財政力指数の格差 ~2006-2008の平均~



都区財政調整交付金制度(1)

- * 1952年の地方自治法改正時に創設
- * 都と23区の間で大都市事務の分担区分に応じて財源を垂直的に配分する仕組み
(現在は都45%、23区55%)
- * 23区間の財政力のバラツキに応じて財源を配分し、財政力の水平的調整を行う仕組み

都区財政調整交付金制度(2)

- * 交付金の原資は、通常は市町村が収納する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税(調整三税)
- * 財源不足に応じて普通交付金を各区に配分
基準財政需要 - 基準財政収入 = 財源不足額
23区への配分総額(2009年度: 8,635億円)
× 0.95 → 普通交付金
× 0.05 → 特別交付金: 被災区等へ
財政力指数が1を超える区には不交付

4つの区の歳入構成の比較

	地方税	区財調 交付金	国庫 支出金	都 支出金	その他
港区	53.6	7.0	8.6	3.1	27.7
渋谷区	55.6	6.3	9.5	3.1	25.5
足立区	18.7	44.0	19.3	4.5	13.5
荒川区	17.4	47.6	13.5	4.6	16.9

歳入構成の比較

	地方税	区財調 交付金	地方 交付税	都支 出金	地方債	合計
23区	30.0	30.6	—	4.3	1.9	100.0
市部	53.1	—	1.5	10.5	4.6	100.0
町村	23.1	—	19.4	28.0	5.5	100.0
島 しょ	10.5	—	28.0	31.7	7.4	100.0

新しい都財政への提言(1)

- ①大型開発プロジェクト優先・基金ため込み型財政から、福祉・環境優先・基金の有効活用型財政へ
 - * 立ち遅れた福祉施設整備等への投資
- ②都区財政調整制度の見直し
 - * 当面は都が行う大都市事務を切り出し、残余の事務に見合う財源を区へ配分する。
 - * 中長期的には、財政調整制度から区への税源移譲

新しい都財政への提言(2)

- ③市部・町村・島しょ部の財政力格差の是正
 - * 当面は市町村総合交付金の改善
 - 質的な面：地域主権にかなった配分基準
 - 量的な面：増額。特にストック面で財政力の弱い市町村・島しょ部への増額
 - * 中長期的には、財政調整制度への切り替え

新しい都財政への提言(3)

- ④都民に開かれた予算の編成と執行過程の監視
- ⑤不用額の原因分析を通じて有限の財源を都民本位に有効活用
 - * 用地取得助成を含めた施設整備費
- ⑥公営企業会計の多額の内部留保の活用
 - * 値下げ
 - * 新規の利益を一般会計へ繰入
 - * 未処分利益剰余金を一般会計へ繰入



資料 2

東京都の財政：現状と提言

醍醐 聡

1. 東京都の税財政の制度

東京都の財政は一般会計と 17 の特別会計、11 の公営企業会計からなり、これらを単純合計した 2010 年度の予算規模は 6 兆 2,640 億円となっている。これに加え、東京都には地方公社、財団法人・社団法人・株式会社形態の監理団体（都が基本財産の出資または出えんを行っている公益法人、資本金の 25%以上を出資している株式会社及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要がある 33 の団体）があり、これらの団体を単純加算した東京都全体の資産総額（2009 年度末）は 48 兆 3,684 億円、団体相互間の取引を相殺消去した純額でも 46 兆 4,394 億円に達している（以上、図 1 参照）。

図 東京都の会計区分（PP1）

さらに東京都は広域的地方公共団体として 23 の特別区域では都が一体的に処理するのが望ましいとされる大都市事務を担当している。これを税財政面から見ると、地方交付税においては基準財政収入額と基準財政需要額は東京都が府県分として、特別区は全体として 1 つの市（大都市分）として算定され、両者をそれぞれ合算して財源の過不足額を求める仕組み（合算規定）になっている。実際には合算の結果、一貫して財源超過のため、東京都は地方交付税制度が発足して以降今日まで不交付団体となっている。

しかし、東京都は特別区の行政区域においては、都が特別区に代わって徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の三税（「調整三税」と呼ばれている）を原資にして、地方交付税制度の東京版ともいえる「都区財政調整交付金制度」を採用している。この交付金は都と特別区の間の大都市事務の分担に応じて財源を垂直的に配分する機能と、特別区相互間の税源の偏在を補正する水平的な財政調整の機能を担っている。このうち前者の垂直的財政調整は都区の協議によって現在は特別区に 55%、都に 45%を留保することになっている。また、後者の水平的財政調整では特別区に交付される総額の 95%が割り振られる普通交付金は地方交付税交付金の算定方法に準じて、各区の基準財政収入額が基準財政需要額を下回る額（財源不足額）の多寡に応じて配分されることになっている。ただし、特別区間の財源の偏在を調整するにあたって都がどこまでこれに関与すべきなのかは検討すべき課題である。これについてはこの章の末尾の提言で触れることにする。さらに、東京都はこれとは別に、特別区が実施する大規模、臨時、特例的な都市計画事業（道路整備事業、面積 1~10 ヘクタールの公園整備事業、連続立体交差化事業など 7 事業）に対し、都が目的税として賦課徴収する都市計画税を財源として「都市計画交付金」を交付している。2009 年度のそれぞれの予算規模を見ると、都区財政調整交付金が 8,782 億円、都市計画交付金が 1,900 億円となっている。

次に東京都と特別区域外の市町村との財政関係では、都は 2006 年度以降、それまでの市町村振興交付金、市町村調整交付金、多摩島しょ底力発揮事業交付金を統合し、各市町村に対する包括的な財源補完制度として「市町村総合交付金」を交付している。その規模は 2010 年度予算では 425 億円となっている。ただし、この市町村総合交付金は「包括的」財源補完とはいうものの都区財政調整交付金と違って、単純に各市町村の財政力を基準に交付されるのではなく、財政状況割 30%、経営努力割 15%、振興支援割 55%という比率で算定されることになっている。ここで人事給与制度の状況、徴税努力の状況、その他行財政改革の状況など査定要素を帯びる経営努力割も含めて、都知事がこれら 3 つの基準を勘案して各市町村に交付する額を決定する仕組みになっている点に留意する必要がある（「東京都市町村総合交付金交付要綱」参照）。

2. 東京都の税財政の現状

(1) 一般会計と普通会計の現状

まず、東京都の一般会計の特徴から見ておこう。表 1 は 2009 年度の東京都の一般会計と地方財政計画における歳入の構成を比較したものである。これを見ると、東京都では他の地方公共団体と比べて、①地方税、とりわけ法人関係二税の割合が極めて大きい、②固定資産税の割合も大きい、③その反面、地方交付税がゼロになっている、という特徴が読みとれる。①は大企業の本社・事業所の首都圏への集中に伴って法人二税収入が大きいことによるものであり、②は事業所・住居の東京への集積、地価の高水準によるものである。③は東京都の場合、基準財政収入額が一貫して基準財政需要額を超えるため、地方交付税不交付団体となっているからである。その結

果、東京都では地方債と国庫支出金への依存度が地方財政計画の2分の1以下となっている。

表1 一般会計の歳入構成

次に、主な財政指標を通して東京都の普通会計（一般会計に総務省基準の14の特別会計を合算した会計単位）ベースの財政状況を見ておこう。まず、財政力の総合的な指標である財政力指数（2006～2008年度平均）は1.41で全国都道府県平均（0.52）を大きく上回っている。また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は84.1%で、これも全国都道府県平均（93.9%）に比べ、いたって優良な状況にある。次に標準財政規模に対する地方債の元利償還金の割合を示す実質公債費比率は5.5%でこれも全国都道府県平均の12.8%の2分の1以下の水準にとどまっている。最後に財政規模と対比した将来債務の負担力を示す将来負担比率は63.8%で全国都道府県平均（219.3%）の3分の1以下となっている。つまり、どの財政指標を見ても東京都は極めて健全な状況にあるといえる。

次に、東京都のストック・ベースの財政状況を把握するために2006年度末から2009年度末にかけての普通会計の資産、負債の規模、資産の構成割合の推移を調べると、資産は総額で2兆1,885億円増加して31兆7,818億円となる一方、負債総額は6,882億円減少して8兆4,395億円となっている。その結果、正味財産は2兆8,768億円増加して23兆3,423億円となっている。つまり、東京都ではこの間、資産の増加と負債の減少の合成作用として正味財産が顕著に増加したことがわかるが、その変動要因を確かめるために資産の構成割合の変化を調べると、インフラ資産と行政資産の増加がそれぞれ4,274億円と250億円にとどまっているのに対し、基金積立金は1兆4,167億円と大幅に増加して2009年度末現在では3兆2,781億円に達している。このことは東京都が法人二税の堅調な増収などによって得たこの間の当期収支差額を各種基金積立金にため込んできたことを意味している。

(2) 特別区と多摩地域・島しょの市町村の状況

表2は特別区、市・町の（2009年度分はまだ出揃っていないので）2008年度の普通会計の歳入構成の平均値、ならびに特別区と市の中で過去3カ年平均の財政力指数の上位・下位の区を選び、それぞれの2008年度の普通会計の歳入構成を示したものである。これを見ると、①財政力指数では市部平均が1を超えているのに対して、特別区平均（0.56）と町村部平均（0.59）、島しょ部平均（0.34）との間に大きな開きがある。ただし、特別区のなかでも上位の港区、渋谷区と下位の荒川区、足立区とは4倍強の開きがある。また、市部でも最上位の武蔵野市（1.67）と最下位の清瀬市（0.73）では2倍強の開きがある。②こうした財政力指数の開きに留意しながら各自治体の歳入構成を見ると、特別区の中でも港区、渋谷区では地方税が50%を超え、都区財政調整交付金への依存度は10%未満であるのに対して、財政力指数が下位の荒川区、足立区では地方税は20%を下回る一方、

表2 特別区・市部・町村部・島しょ部の歳入構成の比較

都区財政調整交付金の割合が40%を超えている。③同様に、市部の中でも武蔵野市では地方税が60%を超える一方で国庫・都支出金は18%にとどまるのに対して、清瀬市では地方税への依存度は38%にとどまり、国庫・都支出金が32%、地方交付税が12%を占めている。④財政力指数の平均が60%の町村部では地方税は23%にとどまり、歳入全体の55%を国・都からの財源補償に依存している。同様に、財政力指数の平均が34%の島しょ部では地方税は10.5%にとどまり、歳入全体の67%を国・都からの財源補償に依存している。

3. 活用可能な財源の検討

(1) ストックの財源

一般会計の基金・積立金残高（2010年度末残高見込み） 2兆6,056億円

（財政調整基金、減債基金、社会資本等整備基金、東京オリンピック・パラリンピック

開催準備基金、スポーツ・文化振興交流基金、地球温暖化対策推進基金、福祉・

健康安心基金等）

もつとも、一般財源とはいっても、活用可能と試算されたこれらの基金等は過去の都税納税者など不特定多数の都民が負担した税入の余剰額を意味するから、極力、

その効果が将来の世代にまで及ぶような支出——施設整備などの資本的支出や都債の繰上償還等——に充てることが望ましい。なぜなら、余剰な基金等を都債の繰上償還に充てれば、残存償還期間にわたって公債費負担を引き下げ、その分、一般財源を底上げすることができるからである。

(2) フローベースの活用可能財源——予算執行のモニタリング——

次にフローベースでみた場合に活用可能な余剰財源がどの程度あるか（有効に活用されていない歳出財源がどの程度あるか）を吟味しておきたい。東京都の2007～2009年度の一般会計・特別会計・公営企業会計（収益的支出と資本的支出）の歳出予算の執行結果を調べると各年度総額でそれぞれ5,380億円、7,133億円、5,147億円の不用額（歳出予算現額のうち年度中に支出も翌年度への繰り越しもされず使い残された金額）が生じている。これを単純計算で比較すると、2009年度の全会計の不用額の総額5,147億円は都の2010年度の福祉保健費の予算額（8,747億円）の59%に相当し、市町村総合交付金の予算額（435億円）の11.8倍に相当する。

次に会計単位別にみると、次の各会計で3期連続して執行率（支出済額／歳出予算現額）が95%未満で、かつ未執行額が10億円を超えている（括弧内は3期単純平均の不用率と未執行額）。特別会計では、中小企業設備導入等資金会計（68.1%、26.4億円）、都市開発資金会計（60.6%、15.6億円）、臨海都市基盤整備事業会計（57.5%、76.1億円）、公営企業会計の収益的支出では、中央卸売市場会計（84.5%、35.0億円）、臨海地域開発事業会計（58.0%、357.3億円）、交通事業会計（90.8%、47.8億円）、公営企業会計の資本的支出では、中央卸売市場会計（46.6%、576.3億円）、都市再開発事業会計（92.3%、27.7億円）、臨海地域開発事業会計（93.0%、88.8億円）、港湾事業会計（81.2%、14.5億円）、交通事業会計（87.0%、16.9億円）、高速電車事業会計（89.3%、156.6億円）。

このように多額の未執行額が連年発生する原因としては、当該事業に係る歳出予算の見積りが過大であったか、予算を執行するための条件が厳しすぎて円滑な予算の執行が妨げられていることが考えられる。前者であれば、当該事業の歳出予算の場合によっては当年度内の補正予算でも減額修正して余剰額を機動的に一般財源化する必要がある。後者であれば、当該事業に係る需要の実態に照らして給付条件を見直し、予算の執行率を高める必要がある。ここでは表3で示した事例を検討しておきたい。

表3 歳出予算の執行率が低い事業の事例分析

高齢者保健福祉施設の整備費補助

東京都は福祉保健局所管の歳出科目として「社会福祉施設等整備」を設け、都自らが社会福祉施設等の整備を行うほか、民間が行う社会福祉施設等の整備に補助を行っている。しかし、この歳出科目の2006～2009年度の予算執行率は62.6%、68.9%、81.4%と極めて低い。その主たる要因は金額的ウェイトが高い高齢者保健福祉施設の整備費補助の予算執行率が連年60%を下回り、2009年度は21%に落ち込んでいることにある。しかし、かなりの歳出予算を使い残しているから実需が乏しいのかというそうではない。都道府県別に見た65歳以上人口10万人当たりの介護保険施設定員では東京都は全国最下位の2,219人（厚生労働省「平成19年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」より）で特別養護老人ホームの待機者は43,746人（厚生労働省調べ、2010年1月15日発表）となっている。このように高齢者保健福祉施設の整備が実需に対して遅れている大きな理由は大都市圏での用地確保の難しさにある。そのため、都は特養を建設する際の用地取得費について4分の3を補助していたが、規制緩和で民間の借地を利用できるようになった等を理由に2008年度で廃止した。また、東京都は現在、特養に限らず、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設などすべての高齢者保健福祉施設の施設整備補助の対象から用地取得費を除外している（東京都「平成22年老人福祉施設整備費補助要綱」）。しかし、実態はどうか？ 2009年3月に墨田区内で認知症や身体障害を抱え、生活保護を受給していた6人の高齢者が区から紹介されて入所していた群馬県渋川市の老人施設「静養たまゆら」で火災に遭い死亡する事故が起こり、区内での施設整備の遅れが指摘された。しかし、墨田区内で3つの特養を運営する社会福祉法人の関係者は「借りられる土地がたくさんあるわけではない」、「身内の所有地を活用した。それでも人材の確保など構造的な問題がある」（『東京新聞』2009年7月6日）と語っている。それならば、都内の未利用の公有地・施設を無償または廉価な賃料で貸与することと併せ、年間30～70億円台を未執行のままにしてきた高齢者保健福祉施設整備補助の予算の一部を用地取得費の補助に充てて立ち遅れた施設整備を促進することが強く求められる。

就職チャレンジ事業支援

産業労働局が2008年度から始めた「就職チャレンジ事業支援事業」の概要は本書の第2章第2節の生活保障改革構想のなかで説明されているとおりであるが、安定した就職を目指す低所得者に就職相談窓口を設け、生活費支給付きの職業訓練につなげる活動は現下の雇用不安の時代のニーズに適った事業と考えられる。にもかかわらず、表3からわかるように、2008、2009年度のこの事業の予算執行率は30%台にとどまり、10億円を超える執行残を計上している。こうした受給のミスマッチが起

この理由としては、受付・相談窓口が少なく、事業の周知度が低いということが考えられる。しかし、2009年2月～7月の5ヶ月間の応募者が2,650人に上ったにもかかわらず受講者は1,053人とどまり（「東京都各会計決算特別委員会第3分科会」2009年10月14日開催、における日請事業推進担当部長答弁）、応募者の半数以上が受講できなかったことからすると、受講・受給資格条件（世帯の生計中心者であること、年間総収入が単身者の場合176万円、扶養人数2人の場合、320万円以下であること、都内に引き続き1年以上在住していること等）が厳しすぎるか、応募者を受け入れるカウンセリングや職業訓練の体制が整っていないためではないかと考えられる。ところが、東京都はこの事業に係る歳出予算の執行率を引き上げる努力も満足にしないまま、2010年度でこの事業を打ち切ってしまった。潜在的なニーズの大きさからいえば、受給資格要件を緩和したり、区市と連携して広報に努めるなどして予算の執行率を高めると同時に予算の枠そのものを増額して事業を復活させることが求められる。

中央卸売市場事業の施設整備

この事業の歳出予算も総じて執行率が極めて低く、多額の未執行額を計上している。その理由の大半は新市場予定地の豊洲における土壌汚染の調査結果を待つため用地取得費の執行を見合わせてきたことにある。しかし、2010年10月に至って石原知事は都議会の多数意見を無視して当年度予算に計上した豊洲の用地取得費（1,281億円）を執行する意向を表明した。こうした判断は新市場予定地の土壌汚染の実態の解明、移転案と現地在再整備の複数案の比較検討、市場関係者の意向の集約のいずれもが完了しない中で独断強行である。これらの検討を終えるまでは2010年度の予算の執行を停止するとともに、次年度以降の新市場関連予算の計上を中止する必要がある。また、公営企業会計として設置された中央卸売市場事業会計は一般会計内であれば次年度繰越額として処理され一般財源化されたはずの歳出予算未執行額をいったん当年度剰余金に計上した上で公営企業会計内に利益剰余金として留保してきた。

表5 東京都公営企業会計における活用可能な利益剰余金

その結果、中央卸売市場事業会計は2010年度末現在で997億円に上る利益剰余金を計上し、負債総額の8.5倍の自己資本と1,762億円の現金・預金を抱え込む状況になっている。さらに、新市場の土壌汚染調査を継続するとしても、それに要する予算は都の新規の歳出予算に依存するまでもなく、この内部資金を充てるのが当然のことである。このような措置を講じることによって、都は中央卸売市場事業会計に留保された997億円の利益剰余金の一部を築地市場の整備に充てるとともに、未処分利益剰余金683億円の一部を一般財源に還元することが可能になる。

4. 新都政がめざすべき財政運営の構想

(1) 大型開発プロジェクトの財源づくりのための基金ため込み型財政から福祉・環境重視の基金の活用型の財政へ

石原都政の財政運営の特徴を一口でいえば、東京都、それも石原知事のプレジデンスを顕示するのにふさわしい臨海副都心構想、新銀行東京など大型開発・プロジェクトや、オリンピック招致など各種のイベントに多額の財政を動員させる一方で、保育、医療、高齢者福祉、雇用など都民のいのちと生活不安の解消に関わる分野には歳入を出し惜しみ、その結果生じた歳入余剰を基金にため込んできた点にある。

この意味で新しい都政は石原都政時代の財政運営を反転させ、大型開発・プロジェクト優先から福祉・環境重視の財政運営へと転換することが求められる。具体的には、雇用、高齢者福祉の事業を例に挙げて指摘したように、各種サービスの受給の条件を実態に合わせて見直すなどして、既成の予算の枠内で歳出予算の執行率を高め、財源の有効活用を図るのが先決である。その上で、さらに増額が求められる事業については各種施設の拡充等、その効用が将来の不特定多数の都民にも及ぶ資本的支出の財源として、この節の2で試算した活用可能な基金を充てることが望まれる。

(2) 都区間の垂直的財源配分の見直し

都区財政調整交付金は特別区、特に財力が脆弱な都心圏外の区の財源を補償するのに大きな役割を果たしている。しかし、なお残っているのは調整三税を都と特別区にどのように垂直的に配分するのかがである。これは都区間で長年にわたって協議が続けられている課題であるが、当面の焦点は「特別区の行政区域で市町村が処理するものとされている事務のうち、行政の一体性及び統一性の確保の観点から都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」（地方自治法第281条の2第1項）の範囲を明確にすることである。これについて東京都は都が担う大都市事務の具体的な範囲の明示を求めた特別区側の求めに対して個々の事務を挙げて都が行う範囲

を限定することはできないとして斥ける一方で、2004年に至って「大都市行政」なる用語を提起し、大都市東京が日本経済を牽引する役割を担い続けるためには、大都市地域が存在する地方自治体が大都市経営という観点で行政を行っていくことが必要と主張し始めた。この議論の帰趨は都区財政調整制度ないしはその中の都と区への財源の垂直的配分のゆくえんに直結する。

しかし、都がいう「大都市東京経営」論は都のプレゼンスを顕示したがる石原知事の特論に沿った構想であることは明らかであり、その大意は「基礎的自治体が『大都市経営』の主体となるのならば、『単一の基礎的自治体』であるべきで、大都市区域が複数の基礎的自治体で構成されているときには、広域的自治体が『大都市経営』の主体となり基礎的自治体の権限は制限されるべきだ」（増田雄一「都区財政調整『主要5課題』の顛末」、『とくきょうの自治』2006年3月）ということである。これでは、「大都市経営」の名の下に都が大都市事務の財源を一元的に管理し、特別区を都の財政統制下に置く事実上の「内部団体」に回帰させる集権的都区制度再編論にはかならない。新しい都政が目指すべきは真の地方分権改革に逆行する都区制度改悪路線と決別し、都が一体的に行うことが望ましい大都市事務の範囲を切り出し、それ以外の大都市事務は基礎的自治体優先の原則を踏まえて特別区に配分するとともに、都区財政調整制度が担う特別区間の財政調整機能を充実強化させることである。

(3) 市町村区域向けの財政調整制度の創設

図2で示したグラフは、地方交付税、国庫支出金、都区財政調整交付金、市町村総合交付金によって各区市町村の財政力の格差がどの程度まで調整されているかを段階的に示し

たものである。これによると、自主財源の段階で見られる港区、渋谷区と荒川区、足立区、および各市町との間の格差は地方交付税、国庫支出金によってほとんど調整されていないが、都区財政調整交付金と市町村総合交付金によってかなりの程度は正されていることがあわかる。しかし、それでもなお4つの特別区と4つの市町では住民一人当たり換算して70～180千円の財源の開きが残っている。

表4 都内の区・市・町の人口一人当たりの財政指標

しかし、これは単年度のフロー・ベースで見た財政力の格差とその是正である。そこで、ストック・ベースで見た財政力の格差を確かめるために、表2で選んだ区市町の住民一人当たりの積立金等－（地方債＋次年度以降支出予定の債務負担行為）を計算し、その結果を図1に追加した。これを見ると、港区、渋谷区と他の区市町とでは大きな格差があり、後者はすべて負の値になっている。このことはストック・ベースで見た場合、港区、渋谷区と比べ、他の区市町は基金等との対比で過重な地方債や債務負担行為を抱えていることを意味する。実態面から見ても、多摩地域は特別区内と比べて、水道施設の整備の遅れ、5つの二次医療圏のうちNICUがない医療圏が3つもあるなど医療施設の整備状況の遅れ、小中学校でのクーラー設置（23区では来年度でほぼ100%、市町村では17・6%）や耐震化の遅れなど、新たな格差が生じている。こうした実態と上でみたようなストック・ベースでの各市町の財政基盤の脆弱さを勘案すると、市町村向けの包括的な財源補完制度としての市町村総合交付金の増額が求められる。

ただし、現行の市町村総合交付金交付要綱は各市町村の財政力を勘案する「財政状況割」は30%にとどまり、市町村の人事給与制度や徴税努力、その他行財政改革の状況を都知事が査定する「経営努力割」が15%、市町村が実施する公共施設整備や地域振興施策、その他の特別事情を勘案する「振興支援割」が55%を占めている。このように、各市町村が自主的に企画・決定すべき人事制度や行財政改革、地域振興策を知事が査定して財源配分に絡めるのは基礎的自治体の自治権に対する干渉である。包括的財源補完制度というなら、財政状況割を基本とするべきである。このように考えると、新しい都政では市町村総合交付金を発展的に解消して、市町村部にも財政調整交付金制度を創設すべきという提言に帰着する。

※資料1，2をほしい方は、東京支部に連絡下さい。

吉井議員の講演の前に、河村次長が「原子力問題を議論するために最低限必要な専門用語集」を作成し、これを基に講義をしてくださいました。非常に分かりやすくできていて、好評でした。そこで、支部ホームページより入手できるようにしましたので、ご活用をお勧めします。

吉井議員の講演 (要旨)

最初に本震災の被害者に哀悼の意を尽くしたい。
レジュメを用意したが話とびとびになると思
う。

事故についてどうみるかはタイトルでわかる。
事故は人の営みで様相が変わるが、2007年中越
沖地震柏崎刈羽原発、地震で消防車も接近でき
ない状態。翌日の調査で所長が「原発事故は想
定外の地震が原因」という。福島でも東電も巻



も「想定外」という。4年前も指摘したので「想定外」はおかしいという。今後海江田は使わな
いという。想定内であれば対策をとらねばならない。想定外だと免責される。我々からすれば想
定外という言葉は許してはならない。スリーマイルでもチェルノブイリでも事故はあった。それ
でも「運転員の操作ミス」、「炉の形が違う」などと言って安全神話を振りまいてきた。

どんな事故だったのか。2重の人災。第一の人災として3・11前に警告したにも関わらず対
策を取っていないことが問題。自分は就任後23年間200回ほど質問をしてきた。2005年以降（スマ
トラ沖地震以降）では老朽化した原発に地震津波が直撃したらどうなるか。その基礎として古
い原発の現状をみる。圧力容器隔壁に中性子がぶつかって、エネルギーを減殺して反応が起きる。
時間がたつと鋼鉄の結晶構造がゆるんで、弱くなる。ジャングルジムのように格子状の構造であ
るが、金属がもろくなる。ガラスが割れるようなもの。ようきのおんどが280度。これにkぷり
水をぶち込むようなもの。冷水温度は0から-20度。限界原発で98度でないともたない。水は
切削と溶融の力がある。三原原発で配管の壁が薄くなり事故が起き、5人が志望。20気圧100度
の高温の蒸気が出て、11人がたまたま死傷した訳ではないはずだがほかに出ていないと電力は発
表している。関電がやることで政府は知らないという。金属は腐食・切削されるので、定期点検
で試験すればよいが（機械はあったが小泉行政改革で311億円で売却される）安全神話で10億の
維持費をケチる。今治造船が購入。船会社の倉庫として。機械はスクラップにして売り飛ばす。
老朽化する原発を振動実験して健全性を調べる必要があると指摘したら、認めたが売り飛ばして
いた。結局実証実験をやった例はないことが明らかになった。これをスマトラ沖地震の後で追及
した。しかし無視して売り飛ばしていた。国会会議録などで安全をいい続けていた。津波は押し
波と引き波。退いた後で押しってくる。過去の例をみると51年前に1960年、チリで大地震。24時
間かけて津波が来た。高波は23メートルあった。明治の地震でも36メートル。電信柱の上にマ
ーカーが入っていた。そこまでチリ地震の津波が来たということ。引き波では冷却水の取水口よ
り下に来る富水が取れない。放射性崩壊で高温の物質がある。崩壊熱をとり、循環させて熱を取
る必要がある。冷却し温度が1気圧で100度以下に。10時間かけて女川原発は何とかとまった。
冷却水循環用ポンプの電源を2系列にしていた。新しいものは3系列、4系列あるが、それでも
安全ではない。外部がだめでも内部が働くようにしておくもの。福島ではまだ不明だが、外部が
夜ノ森線で鉄塔が倒壊。地震で倒れたことは明らか。東北電は5系列であったが、1系列のみ残
ったので冷却された。福島第一の5、6号機は、残っていれば電気を送れたはずだが、津波でディ

一ゼル発電もだめになった。燃料タンクが流されており、アウト。

全電源喪失で冷却不可能状態が急加速して沸騰。島根原発でも引き波を5・7メートル下がると想定。取水口が2・7メートルの位置にあるので海水と熱交換することが難しくなる。政府の安全宣言が出た後の話。

3・11 後東電本社には全電源喪失の連絡はあった。なにがあっても圧力容器内で水を保つ。70気圧を1気圧にするとすぐに沸騰する。冷却のマニュアルがあったはずだがそれも不明。1000度でジルコニウムが水と反応してウラン・プルトニウムが出てくるので、冷却水水位が下がらないようにする必要があった。フィルターを通して出すために放射線は少ない。原価償却が済んでいるので動かせば儲かる。政府の指示でなければ株主に責任追及される。東電・経営者の利益が最優先。政府の対応は資料を参照してほしい

鈴木に全電源喪失を問うと、日本の原発は同じ敷地にあるので内部で電気を融通する、という。自・社・公で全電源喪失を聞くと、多重防護でメルトダウンを起こさせないという。

総理の権限は、資料で明らかだが、今回ほどの大問題にならないようにする権限は十分あった。

3.11 事故は何時ころ深刻な事態と認識したか、と聞くと当日の夜と言う。翌日の総理の見学は何の意味があったのか。ヘリで上から見て何かわかるものではない。水素が発生していれば上にたまるので、建屋の上を抜くか、窒素を充填する必要があった。上から見てもないもわからない。対策が全く間違っている、これは2重の人災。警告を聞かなかったこと、ひどい対応であったことで2重の人災

収束行程表があるが、基礎的データを出さない。地震度を明らかにしない。刈羽では300を超える機器の損傷示す。プラントの現状、地震度の明示もない。

3号機のプルサーマルが危険が大きいデータを地震で隠す。結局行程表も評価を客観的にできない。情報収集衛星は安全対策に役に立たない。画像で津波の進行もみえるはずが、一枚も公開されない。安保第一なので、解像度・飛行位置が知られてしまう。8100億円が無駄になっている。アメリカの会社の映像をみると、どれが倒れているかもわかる。データを公開しないので英知の集めようもない。

海外メディアも注目。3・11以降自分が有名になった。マスコミの関心事は、「なぜ東電はこれほど秘密主義なのか」。東電は地域独占企業。総括原価方式で、原発の建設でどんどん儲かるようになっている。儲けが原価×3%で、「原価がかかればかかるほど儲かる」しくみ。日本の財界中枢を占める企業群で、独占資本主義企業が政党政治家に金をばらまく、官僚はその意志を受けて働き、後の天下りで儲かる。汚職の先物取引。大学も人とコネで縛る。マスコミも取り込んで行く。公国費で支配する。現場の自治体は「原発立地交付金」で縛る。箱ものを作らせて管理に費用を使わせる。原発をさらに作る必要がある。財界が構想して根っこから取り込む。原発の2次・3次の下請け企業が定着。安全神話はイデオロギーという外国メディアは、「東電はソ連社会ではないか」と言い出す。原発利益共同体の岩盤は極めて堅い。地域独占と総括原価がその基本。原発利益共同体の家畜と化している文化人や学者もいる。

東電の全面責任：想定外ではないことと結合している。東電は「想定外だから全責任を取らない」という。発送電分離なども言っていたが、自公民の「東電救済スキーム」であきらか：資料全部

やると10数兆円かかる。東電は破綻処理に移るしかない。個人株主はともかく、株主は有限責任、金融機関は債権放棄を求められる。公的管理になっても実体は変化しない。まず公的管理で損害賠償するはずだが、事項、員は東電養護に走る。東電にはいくらで面倒みる構え。一般電力会社の負担は電気料金の値上げで。送れるなら税金投入。

原発コストの実体：もはや「クリーン」はさすがにいけない。しかし「安い」はどうか。賠償コストは入っていない。これをいれると5円30銭が100円近くになる。国費400億の投入、2兆4000億の防波堤なども入れると発電コストは少なくとも10円68銭程度。料金表をみてもと、原価は明らかにされていない。110から120円は電源開発促進税。太陽光促進も払っている。隠れたコストは明らかにしていない。国会で明らかにするよう追及したところで、海江田は明らかにするよう言った。

どうしたら解決するのか：原発は大変な代物で大丈夫でないものばかり。解決の道は再生可能エネルギーの爆発的普及で原発依存をやめる。地域の産業構造も改変する。地域経済を循環させながら解決を目指す。やっと再生エネルギー法が不十分ながら成立した。これをよりよいものにして行くことが必要。再生可能エネルギーは大手企業も狙っているが、地域地域に応じた対策を立てる。風力エネルギー、氷雪エネルギー、太陽光エネルギーの熱・乱反射の利用、地域中小企業が作成・メンテナンスできる「地域に仕事が回る」構想を持って進める。地域の中小建設会社があるとこれは災害時にも地域の復興に力になる。長野の飯田市など日照量が多いなど地域の特性で対策を立てる。四国では風力発電で年間4000万円の収入を太陽光パネル設置補助に使う。森林組合の間伐補助にも役立てる。林道整備も必要。仕事の循環が作れる。山が災害を防ぎ、炭酸ガス吸収に使い、間伐材はペレットにして利用する。小水力発電も開発。京都の嵐山の渡月橋で景観にも配慮しながら昼は電気を売却し夜は橋の照明に使う。乳牛の牛糞を肥料と燃料にして電気自給率180%で、買い取り義務が生じて町を潤わせる。地消地産で行く方向を考える。大都市部では民家で太陽光発電をつける。地域の工務店と電気屋で行えば産業が回る。日本の全家屋でやれば500億キロワット。1000億キロワットも1000平方キロあればできるが、これは全在日米軍基地の広さに相当する。急峻な山がある日本では洋上風力が適している。地熱、小規模水力も将来性が高い。アイスランドはプレートが割れている、その近くに地熱発電とアルミ工場。ガソリン車なくすために水素ガス車を普及。どの国もそれぞれの事情があり、それぞれの地域に適した再生可能エネルギー利用を構築する。どうやって仕事を作るか。ものづくりと結びついた開発が重要。道筋を作ることが大切。

補論：地震列島の上に原発列島がのっかっている。アメリカの中東部は安全、フランスも地番が安定。中国東部は地震が起き原発事故になると偏西風で放射性物質がくる危険が高い。

原発依存を脱し、ウラン型原発＝核兵器に結びつく原発開発をやめる。潜在的に原爆を作れる警戒心をもたれる。廃炉の研究を進めるべき

(質疑応答)

N：プルサーマルの3号炉はどうなっていたのか

吉井：東電に基礎データ公表を取り組んでいる。これが出ないと簡単にはいけないが、mox やつ

ている所では確かに出るものが違う。ジルコニウム被服との反応で水素は出る。プルトニウムも関わるとなれば核種の濃度が違ってくるはず。

同4号炉はどうか

吉井：当初言われた使用済み燃料が融けたのか、温度が下がってからの問題もあり、冷やしきれなければはっきりしない。移したて燃料であれば水位が下がれば発熱しうる。3号炉の水素の流出も否定はできない。

斑目は建屋爆発は想定しなかったのか

吉井：斑目が本当に爆発しないと思っていたかはわからない。この人の話はよくわからない。国会で話している話はあるとして、ほかの所での話はちぐはぐ。情報がしっかり届いているかもわからない。自分としては斑目に国会に出てきてもらって質問する時は、話がわかるところに限定して質問している。

S：IAEAは結局どういう認識に到達したのか、同認識を利用できるのか。

吉井：IAEAでさえこう認識しているという評価が限界と思う。

K：福島は損害賠償に取り組んでいる。福島の収束はどうなるのか、いつまでかかるか。吉井：正直わからないが、地域の人々の「帰りたい」気持ちは大事にするべき。ただ、設置されたモニタリングは数個であとは移動式のもの。積算線量の計測、瞬間値の判断もできるので、固定が必要。どの核種が出ているか、が重要。食品の害もどの程度影響が残るかが判明する。等量線図が描ける。除洗してその費用は東電が持つ。原発で儲けたものは責任をとるべき。

原発利益団体との戦いはどうなるか

吉井：巻き返しは熾烈だろう。再生可能エネルギー、支援機構などでも巻き返しがあった。村の人々はとりあえず静かにして「心配しすぎ」という程度は一つておこうという程度。相手の岩盤は強固。しかし、フランスでも公的管理されていることなどからも、ヨーロッパの情報などで発送電分離なども知られてきている。

5年10年というのはどういう見通しなのか。

吉井：年数は短いに超したことはないが、再生可能エネルギーの爆発的普及で年限は変わってくる。風力・バイオ・太陽光などで原発に依存しなくともやってゆける社会を構築する。それを和らげてもらい、やって行くことが示せる。軽水炉だとプルトニウムが続々できる。これを早急に抜け出す

S：脱原発で国勢調査権など行使して福島につっこむことはできないのか。

吉井：非常に難しいところがある。入ってゆく人間がある程度わかっていないとだめ。どうやってゆくかを工夫する必要がある。東電にデータを出させる必要があり、閣議や大臣答弁は本来重い意味があるもの。ヘリやロボットで映像を手に入れて公開させるなどからやらせたい。一定の時期には乗り込みたい。

N：電力自給率4%について、原料を購入しているところから、どうして行くのか。三井三池で400年分あるが炭酸ガスを出すのでだめだというのが、地下に埋めるという方法があるのではないか。石炭を使う展望を考えているか。

吉井：もとは6割あったが、アメリカの画策で炭坑をつぶさせた。筑豊などつぶした頃から石炭使用量がかえって延びている。輸入依存が増加したもの。石炭のCCSはまだ研究中で、地中に埋めるのはまだだと思ふ。太古の大気は窒素と炭酸ガス。地表が冷えてから水が溜まり藻類が誕生し炭素固定・酸素放出が始まった。循環を作る必要があり、三井三池もその中で活用すべき。4キロ沖合の地下まで炭坑が続いていて、熱がすごい状態。コストが高くなるだろう。地下で液化天然ガスにまで処理することが考えられないか。海外炭に安易に切り替えたのは失敗。

2月に産経がバイオマス事業について温暖化対策の効果は皆無といわれているが、どう考えたらいいのか。総務省がつぶしにかかっているのか。新しい事業たち上げの観点で

吉井：数字だけで終わっているのは問題。きちんとした研究を腰を据えて行うべき

原子力埋蔵金3兆円というが、再処理積立金の活用はあるのか

吉井：将来の問題を考えたときにはすぐ手を着けるのは慎重。プルトニウムの長期残存を考えると核種の尻巻・消滅に使えるのでは。再処理さえやめれば使えるのは同意

M：原発労働者の安全確保について、非正規労働の構造的重層下請けにとどまらず、働かざるを得ない状況で告発にいたらない。働く次との安全問題はどうなっているのか。

吉井：一番大事なのは労働者への責任を持つのは東電だということを明確にする。被爆手帳を持って入っているはずなのに、実際の人と違うなど3・11以降入るのは厳しくなっているはずなのに、なぜ2次3次下請け労働者であれば別人の手帳で入れるのか。全面的に東電に責任を取らせるべき。一人親方になっているのも、安全管理と関わる。貧困問題と強く関わる。員数合わせで危険な所に放り込む。東電と電事連で労働者の指名、住所、時間などもきちんと把握する。個人情報関係で難しいところもあるが、厳重管理が必要。

M：そもそも日本の原発は軍事用出問題がある。横須賀に原子力空母が来ているが、いろいろ事故を起こしていることも訴える必要がある・軍事用そのもので、その危険を考えるべきではないか

吉井：横須賀に福島原発があるとおもった方がよいくらい・水は放射線を遮蔽するので放出していたが条約で禁止された。事故で沈没するものまでは止められない。危険この上ない。そもそもやめるのが1番だ。横須賀、佐世保、沖縄でも、原子力船が来襲している。福島の前からして原発はいらないという点で禁止・反対するべき。原潜は排気がないので場所がわからない。冷戦時代のたまもの。商業用であれば使用し廃棄物をどう処理すべきかを考えて作り・販売すべき。軍事用であれば危険性を軽視して製造されてしまうのではないか。

以上

2011サマーセミナーの感想

サマーセミナーに参加させて頂いて

自由法曹団静岡支部 事務局長 望月 正人

初めまして。私は、本年度より、自由法曹団静岡支部の事務局長に就任致しました望月と申します。正直言って、これまで、余り自由法曹団の活動に積極的に取り組んでいたとは言い難く、事務局長就任に当たり、その姿勢を改め、先頭に立って団の活動に取り組んでおられる先生方から種々勉強をさせて頂きたいとの思いから、本年8月26日、27日に行われた東京支部のサマーセミナーに参加させて頂いた次第です。

どうぞ今後とも宜しくお願い致します。

さて、サマーセミナーに参加させて頂いての感想ですが、まず、東京支部の若手の先生方が非常に頑張って活躍をされているなどという印象を持ちました。静岡支部にはない「事務局次長」という役職についておられる先生方が何人かおられ、活動の中心を担っていらっしゃるということが分かりました。また、その他の若手の先生方も種々幅広い活動をされているということが、懇親会でのお話で分かり、静岡支部もこういう方向で発展して行ってくれたら良いなという感想を持ちました。

次にセミナーの内容についてですが、1日目は主に東京都の財政に関連した問題をテーマとして扱って頂きました。私は静岡の人間で、東京で暮らしている訳ではないので、今一つピンと来ない部分もありましたが、聞いていてやはり、東京都というのは経済的規模がとても大きく、凄いなという印象を持ちました。

もう一つは、静岡を含めどこの自治体でも、我々の税金を如何に効率的に使って自治体運営をして行くかということについては、似たような状況があるなと思いました。東京都で問題になっているオリンピック招致と築地市場の移転問題は、本当に多額の税金を使ってそこまでの必要があるのかという点で、静岡県における静岡空港の問題と似た面があるなと思いました。それから、オリンピック招致の問題で、東京支部の先生方がコペンハーゲンまで現地調査に行かれたということですが、静岡支部ではとてもそこまでの調査はできないなとある種感嘆の念を覚えました。

2日目は、原発問題に関し、吉井議員のお話を聞かせて頂きました。ご存じのとおり、静岡県には中部電力浜岡原子力発電所があり、本年3月11日の東日本大震災以前からも、原子炉の稼働停止を巡って民事訴訟が行われていた経緯があります。ただ、残念ながら、この操業停止の差止訴訟を中心になって担当されていたのは、東京弁護士会等他会の先生方で、静岡県の弁護士はほとんど参加をしていませんでした。それが、今年3月11日の東日本大震災これに引き続く福島第一原発の事故により、俄に危機感が高まり、ようやくあたふたと原発問題に取り組もうと動き始めたというのが静岡県弁護士会ないし自由法曹団静岡支部の現状ではないかと思えます。そのような次第で、現在、静岡県では、原発の稼働停止を趣旨とする民事訴訟が2つのグループで

提起され、これから審理が始まるという段階です。

私自身は、この二つの民事訴訟に残念ながら加わってはならず、その成り行きを見守っている状況ですが、浜岡原発の問題は自分自身あるいは家族の生命、安全にも関わってくる問題ですから、このまま指をくわえて見ている訳には行かないと思っています。おそらく静岡県の弁護士は皆私と同じ意識で原発問題を考えているのではないかと思います。

そのような折り、吉井議員のお話を聞くことができ、大変有意義であったと感謝しております。吉井議員のお話の中で、原発に関しては、原発利益共同体のようなものが形成され、旧ソ連のような秘密主義の体制によってその危険性が隠匿されたまま、ズルズルと現在に至ってしまったというお話で、この流れを変えて行くのはとても大変なことだという感想を持ちました。その後、NHKで原発に関する市民討論会のような番組があり、そこでは原発を止めても日本の電力供給は大丈夫かという視点の議論がされていました。しかし、私自身は、「吉井議員のお話を聞いて、原発問題というのはそういう打算的な問題ではないのではないかという感想を持ちました。とにかく、原発に関する実体やその内部の真相を知らないことには、前向きな議論などできる訳がなく、このセミナーで初めてそのような知識を得る機会を与えて頂いたことは有り難いことであつたと本当に感謝しています。

今後、原発問題については、静岡支部においても例会等のテーマで取り上げる予定となっております。私自身も団の最重要課題として取り組んで行きたいと思っています。

最後に、私自身の不手際でセミナーの一週間前に40度近い高熱を発してしまい、体調が完全でないまま参加をすることとなったことが悔やまれます。何とか、懇親会は参加させて頂きましたが、二次会は大事をとって遠慮させて頂きました。元々酒は好きな方なので、二次会で東京支部の先生方のお話をもっと聞かせて頂きたかったのですが、この点が本当に心残りです。またの機会に、是非宜しくお願い致します。

以 上

サマーセミナーに参加して（新人紹介）

旬報法律事務所 早田 由布子

はじめまして。本年1月に旬報法律事務所に入所いたしました、新63期の早田由布子（はやたゆふこ）と申します。

8月26日、27日に行われた東京支部のサマーセミナーに初めて参加しました。2月に行われた東京支部の総会は、弟の結婚式と重なってしまい、出席することができなかつたので、東京支部の行事に参加するのはこれが初めてです。

まずは、東京支部の抱える問題として、築地市場移転問題及び2020年東京オリンピック招致反対運動について提起がなされました。私は、2年前の司法試験合格発表直後、代々木総合法律事務所にてプレ研修をさせて頂いていたのですが、ちょうどそのころ、横山先生や中川先生が、2016年東京オリンピック招致反対のためコペンハーゲンに行っておられました。弁護士が、招致反対のためコペンハーゲンまで行くということにとっても驚いたことをよく覚えています。

しかしその後、私のロースクール同級生であったトライアスロンの選手に東京オリンピックに

ついて話を聞くと、想定されているスイムのコースがおおよそ泳げるような場所ではなく、選手の立場からは東京オリンピックには断固として反対せざるを得ない、と言っており、反対運動の必要性を痛感した次第です。

続いて、東京大学名誉教授の醍醐聰教授より、東京都の財政政策についてお話を伺いました。ここでは、23区と多摩地区、島しょ部の財政上の格差や、予算は組んだものの実際にその予算が執行される率が低い事業についての分析が印象的でした。特に、東京都から市町村等への交付金のうち、市町村総合交付金については、人事給与制度の状況、徴税努力の状況、経営努力の状況という3つの基準を勘案し、都知事が査定を加えた上で各市町村に交付する額を決定する仕組みになっているが、査定を含んだ交付金をやめるべきではないかというお話にはなるほどと思われました。

そして、2日目には、日本共産党の吉井英勝衆議院議員より、原子力・エネルギー政策についてのお話を伺いました。本年3月11日以降に福島第一原発で何が起こったのかについてご説明いただいた後、2000年以降に起きたさまざまな原発問題についてご説明いただき、なぜ今回の福島第一原発事故が「人災」と言えるのかについて非常にわかりやすくご説明いただきました。そして、この現状を打開していくためには、再生可能エネルギー、自然エネルギーの爆発的普及が必要であり、かつそれが可能であることをご説明いただき、非常に希望が持てるご講演でした。特に、地域の実情に応じた再生可能エネルギーを生み出すためには、大手企業がこれ十把一からげに行うのではなく、基礎的自治体と地元企業による地域に応じた取り組みが必要不可欠であり、これを行うことによって雇用も生み出されるというお話は、極めて極めて説得的であり、同時に私たちの草の根の活動の必要性を感じさせられました。

私は、生まれも育ちも京都、修習も京都であり、「東京という地域のために」という意識はこれまで特別に持ったことがありませんでしたが、今回のサマーセミナーで、その意識を持つことができました。これから、さまざまな活動を通じて地域に貢献していくことができればと思います。

以上

2011年の教科書闘争を振り返る

クラマエ法律事務所 村田 智子

1 育鵬社、1人勝ち

今年の夏、全国各地で、来年度から4年間使用される中学校の教科書採択が行われました。

まだ結果が明らかになっていない地域もありますが、9月5日現在で判明した限りでは、「つくる会」系の教科書会社である育鵬社が1人勝ちをしたという状況です。

育鵬社のホームページ及び教科書ネット21から明らかになった限りで、育鵬社の社会科教科書が採択された地域や学校は次の通りです。

【公立】

栃木県大田原市（9校） 歴史700 公民700
 埼玉県立伊奈学園中 歴史80 公民80
 東京都立中高一貫校（10校） 歴史1400 公民1400
 東京都立特別支援学校（20校） 歴史100
 東京都大田区（28校） 歴史3500 公民3500
 東京都武蔵村山市（5校） 歴史650 公民650
 神奈川県立平塚中等教育学校 歴史160
 横浜市（148校） 歴史2万7000 公民2万7000
 横浜市立南高付属中 歴史160
 神奈川県藤沢市（19校） 歴史3400 公民3400
 大阪府東大阪市（26校） 公民4700
 島根県益田地区（19校） 歴史700
 広島県呉市（28校） 歴史2100 公民2100
 広島県尾道市（21校） 公民1200
 山口県岩国地区（17校） 歴史1400
 香川県立高松北中 歴史120 公民120
 愛媛県立中高一貫校（3校） 歴史480 公民480
 愛媛県立特別支援学校（3校） 歴史5 公民5
 愛媛県今治市（18校） 歴史1700 公民1700
 愛媛県四国中央市（7校） 歴史1000 公民1000
 愛媛県上島町（3校） 歴史40 公民40
 沖縄県八重山地区（21校） 公民600

*ただし、八重山地区のうち、竹富町は不採択

公立合計：409校

歴史 44535 公民 48675

【私立】

国学院大栃木中（栃木県栃木市） 歴史80 公民80
 幸福の科学学園中（栃木県那須町） 歴史60 公民60
 樹徳中（群馬県桐生市） 歴史60
 麗澤中（千葉県柏市） 歴史150 公民150
 麗澤瑞浪中（岐阜県瑞浪市） 歴史70 公民70
 津田学園中（三重県桑名市） 歴史60 公民60
 皇学館中（三重県伊勢市） 歴史70 公民70
 清風中（大阪市天王寺区） 公民400
 浪速中（大阪市住吉区） 歴史120 公民120
 甲子園学院中（兵庫県西宮市） 公民60
 開星中（松江市） 歴史75 公民75

この結果、育鵬社版の教科書が採択された概数は、公立・私立合わせて

歴史は45490、

公民は49950

採択シェアは（1学年120万人として）歴史 3.79% 公民 4.16%

となりました。

前身である扶桑社は（平成17年夏）、

歴史 4800 公民 2300

シェア 歴史0.4% 公民 0.2%

の採択数でしたので、今回、育鵬社の採択数は、10数倍の増加となりました。

全体の概要は公立中学の採択地区では、全国11都府県で19カ所、409校、私立を含めると歴史が4万5千部を突破、公民は約5万部となります。とくに、神奈川県全体では採択率が約43%程度、愛媛県は約20%のシェアとなっています。

なお、同じ「つくる会」系の自由社は、東京都の特別支援学校で公民教科書が採択されただけという状況です。

2 なぜこのような採択結果になってしまったのか

まだ結果が完全に出ておらず、私自身も十分に検討できていない状態ですが、今考えていることを書いてみます。

上述の通り、育鵬社の教科書の採択率は大幅にアップし、彼らが目標にしている10%にあと一息というところまでできました。しかも今回は、東日本地区ではあまり採択されていません。これは、震災の影響もあり、彼らも運動を控えた可能性があるのではないかと推測されます。つまり、4年後は、東日本を含めて、育鵬社を採択する地域がもっと拡大するのではないかと思います。加えて、公民が歴史よりも採択率が高いという状況は、私たち弁護士から見て、非常に危ない状況ではないかと思います。

こうなった要因は様々であろうと拝察されますが、1つには、震災の後、国民の中に「日本は素晴らしい」という育鵬社の歴史・公民教科書を受け入れる雰囲気広がったのではないかと思います。自由社もそうですが、育鵬社の歴史・公民教科書は、①日本は素晴らしい国、神の国（その代わりにアジアの近隣諸国は劣った国）、②そのような国を作り上げてきたのは為政者（天皇、武士、政治家など）、③だから国民は黙って為政者に従いなさい、という三段論法で成り立っています。このうち、①が受け入れられ、あとはとんとん拍子にいつってしまったのではないかと思います。

もう1つは、「つくる会」系の教科書会社が2つにわかれたことが、育鵬社にとってはプラスに作用したであろうと思われます。自由社の教科書が本音丸出しであったのに比べ、育鵬社の教科書は上手にオブラードで包んだようなところがありました。「自由社はちょっと……。でも育鵬社なら」と考えた教育委員も多かったのではないかと拝察されます。

それから、運動の立ち遅れも、要因の1つであったろうと思われます。

今年は、学習指導要領の改訂がなされた後の初めての採択であり、他社の教科書も含めてどのような教科書が出てくるのかがなかなかつかめない状況でした。そのため、問題点の指摘が以前よ

りも遅れたという点があります。しかし、この点は、4年後の運動では出てこない問題だろうと思われまので、それほど心配はないと思います。

やや残念だったのは、問題点の指摘がなされた後も、全国の運動が以前ほどは盛り上がりなかつたということです。多くの人権活動家や弁護士が、被災地支援の問題に時間を取られる状況では、やむを得なかつたのかもしれませんが。ですが、率直に申しまして、それでもなお、特定の人たちを除き、教科書問題に対する危機感が薄すぎたのではないのでしょうか。たとえば、自由法曹団本部では、五月集会の2日めに教科書問題に特化した分科会を行いました。この分科会の参加者は、その日の分科会の参加者の中で最低人数でした。私は他の課題も大切だと思います。ですが、教科書の採択は4年に一度しかありません。せめて4年後は、各支部・各事務所で、教科書闘争を位置づけていただければと思っています。

3 ですが、希望もあります。

厳しく暗いことばかり書きましたが、実は、希望もあります。

一番の嬉しいニュースは、2005年以来「つくる会」系教科書が採択されていた東京都杉並区で、採択が阻止されたことです。これは粘り強い運動の成果です。

滋賀県も、2005年に採択されましたが、2009年に不採択となり、今年も不採択でした。

栃木県下野市、東京都江戸川区、台東区など、危ないといわれながら採択を阻止した地域もたくさんあります。全体的に見ますと、地域での運動がなされているところは、阻止できているところも多いと拝察されます。教科書採択は各地域でなされますので、教育委員も市民の声が気になるのではないかと思います。

もちろん、横浜市のように、市民も弁護士も力をあわせて精いっぱい採択阻止の運動をしたのに、採択されてしまったところもあります。けれども、東京都杉並区の例にもありますように、4年後に採択を阻止できる可能性も十分にあると思います。

また、今年は、反対運動の集会などで、「歴史教科書の問題点も重要だけれど、公民教科書の問題点も学びたい」という意見が出されていたと聞いています。私も2度ほど講師として話をさせていただきました。今後は、自由法曹団に、もっと講師依頼が来るかもしれません。

いろいろ書きましたが、かなりタイトなスケジュールの中で、また震災後の課題山積みの中で、教科書問題に取り組んでくださった各地の団員及び事務局の皆様、及び団の教育問題委員会の先生方、東京支部の先生方に、この場を借りまして御礼申し上げます。

また、今年の運動の反省点や今後の取り組みについて、団の教育問題委員会にどんどん御意見をいただければ幸いに存じます。

以上

今年も、元気に、沖縄に連帯した横田基地の 反対集会を開きます

ぜひ「10.15 横田基地もいらない！市民交流集会」に参加して下さい

【付】最近の「横田基地問題を考える会」の活動

拝島法律事務所 盛岡 暉道

前進し続けている「横田基地もいらない！市民交流集会」

横田基地もいらない!
10.15 市民交流集会

10月15日(土)
午後1時開会
福生市民会館大ホール
入場無料

講演 伊波洋一さん
(東京野次郎)

★「米軍基地撤去の闘いと
日米地位協定」(原稿)

★活動の文庫
「横田基地撤去の闘いと
日米地位協定」などの活動

★デモ行進 10月17日

横田基地のCTVグループマスター

10.15 横田基地もいらない!
市民交流集会実行委員会
連絡先 事務局 070 6558 1866

伊波洋一さんのプロフィール

1974年 富野市市長
1996年 市議会議員
議員生活
2003年～2010年 富野市長
富野市長としては普天間基地問題解決のため、3度の訪米交渉行動、普天間の安全保障委員会や防衛委員会に証言した。

プログラム
10:30～12:00 沖縄の闘いDVD上映
1:00 開会のあいさつ
1:05 伊波洋一さんの講演
【米軍基地撤去の闘いと日米地位協定】(原稿)
2:00 エイサー 北川博幸(宇野重吉) 基知進(あいのり) 選挙の向き
2:45 基知進(あいのり) 講演
3:00 特別のあいさつ
アテ行進の挨拶
3:15 アテ行進開始
横田基地によって福島県内に進みます。参加は4隊です

横田基地めぐりのご案内
普天間基地にある米軍基地、横田。この横田に基地めぐり列車が通っています。

Aグループ 年額10割出願 9,500割付
Bグループ 年額1割出願 10,800割付

●乗場場所 赤松谷駅ロビー
●定員 各グループ20名 合計40名
●参加費 1000円
●申し込み先 電話 042-658-7834

福生市民会館 TEL. 042-652-1711

お知らせ
1 10/30(7)の沖縄の闘いの動画をDVDで上映します。ご覧ください
2 やんばるからのメッセージ
3 辺野川の工事
4 となりのロビーで活動の報告をします。ぜひご覧ください。

去年秋の「10.9 横田基地もいらない！市民交流集会」の後に恒常組織として発足した「横田基地もいらない！市民交流集会実行委員会」は、今年の早い時期に、10月15日に、同じ福生市民会館大ホールで、1000人規模の集会を開くことを決定しました。

そして7月31日の実行委員会(15団体22名出席)には、新たに「麻布米軍ヘリ基地撤去実行委員会」や「つぶせ！有事法制・川崎市民の会」などからの出席もあって、活発な論議のすえ、10.15集会について、次のような大綱を決めました。

日時 10月15日(土) 場所 福生市民会館
午前10時より マイクロバスで**横田基地めぐり**
1Fロビーで 横田基地その他の関係資料の展示
10時30分～12時

大ホールでDVD「やんばる空のメッセージ」「辺野古不都合」の上映

午後 1 時より大ホールで伊波洋一前宜野湾市長の講演

2 時～2 時 30 分エイサー（和光青年会）

2 時 30 分～

連帯の発言 麻布米軍ヘリ基地撤去実行委員会

池子米軍住宅反対運動の市民組織

厚木基地爆音反対期成同盟

基調報告「横田もいらない！市民交流集会」実行委員会

3 時 15 分～4 時過ぎ **デモ行進** 横田基地沿い 16 号線→JR 拝島駅

このように、去年の「3.20 市民交流の集い」（参加者 260 人）「10.9 市民交流集会」（参加者 600 人）のあと、あくまでも、地元の住民組織の力を集める地道な運動を積み重ねているこの実行委員会は、今年も「10.15 市民交流集会」の成功をめざして、意気高く取組を進めています。

どうか、団支部のみなさんが、沖縄の闘いと連帯して自分自身の運動としての東京周辺の軍事基地反対をはじめめるために、一人でも多く、今年の「10.15 市民交流集会」に参加下さるよう、心から呼びかけます。

最近の「横田基地問題を考える会」の活動

《その 1》

横田基地反対の座り込みの参加

2009 年 4 月から、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」が、横田基地の西を走る国道 16 号線沿いの福生市立公園「フレンドシップパーク」で、毎月第 3 日曜の午後 1:30～3:30 の「横田・座り込み行動」を始め、去る 7 月 17 日は第 28 回目の座り込みでした。

この日は、猛暑の中を、私たち横田基地問題を考える会の 4 人、和歌山県平和委員会の 5 人、東京平和委員会の 4 人、九条の会・あきしま、三多摩 AALA、日野市民九条の会などなどを加えて、約 40 人が参加しました。

これは、勿論、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」が主催の行動ですが、このように、他地域の組織や個人も、毎回、必ず支援に駆けつけています。

その結果、この座り込みは、今や、東京における永続的（西多摩の会は横田基地が撤去されるまで続けると宣言しています）系統的な最高・最良の平和学校となっているとあって過言ではありません。

座り込みの冒頭には、必ず、西多摩の会や私たちの「考える会」から、この 1 ヶ月の横田基地を巡る米軍及び自衛隊、東京都や地元自治体の注目すべき動きの報告があり、さらに沖縄の動きについても、必ず報告をしあう決まりになっています。

例えば、この 6 月は、高江のヘリポート反対の座り込みに参加してきた九条改憲阻止の会の富久さんが現地での体験を話し、今度の 7 月には新型ヘリ・オスプレイの配備について資料を見ながら学びあったなど。



そして、他県からの参加者である千葉九条の会、埼玉・日高市の平和委員会の人たちからは、習志野の自衛隊基地、入間基地など実態を教えられました。また、8月は、米軍麻布ヘリ基地撤去実行委員会の さんが麻布基地とその反対運動の報告をしてくれました。

さらに、基地反対運動だけでなく、各組織が取り組んでいるさまざまな催しについても紹介し合います。特に時間の制限はないので、のびのびと発言できて、よろこばれています。

真夏にはつめたい飲み物、真冬には真酒やお汁粉なども用意されていて、高齢者でも気軽に参加できます。東京で安保廃棄、基地反対の運動に関心がある人は、必ず一度は、この「横田・座り込み行動」に参加してみることをおすすめします。

《その2》

自衛隊府中基地の訪問と「沖縄県民と連帯する府中の会」との交流

来年3月までに航空総隊指令部が横田基地に移転したあとは、空自府中基地は一体どうなるのか、そもそも空自府中基地ってどんな基地なのか。

さる7月15日、横田基地問題を考える会の4人が、京王線東府中駅のすぐそばにある空自府中基地に行ってきました。

府中基地広報部ではこちらの質問事項は全部、北関東防衛局の方でしか答えられないという返事でしたが、とにかく府中基地がどんな姿なのかそれだけでも見に行くからという、では基地正門脇の「面会所」で会うということになりました。



これでは形だけの面会で終わってしまうので、会員の一人が縁のあった「沖縄県民と連帯する府中の会」に連絡して、この会の人たちにも基地正門にきてもらい基地側との面会后に双方の交流をしましょうと提案したら快諾していただき、当日は私たちに「府中の会」の岡田会長さんと鈴木事務局長さんを加えて計6名が基地の「面会所」に入り、総務課長の杉渕と名乗る、アタリの柔らかい愛想のいい自衛官ほか1名と面会しました。

結局、航空気象群本部、気象業務隊、航空保安管制群、飛行情報隊などが残るらしいだけしかわからず、こちらからは「質問は『さいたま副都心の北関東防衛局で聞いて来い』などといわず、地元の住民には、惜しまず情報を提供するように。これに懲りずにまた、何度でも来るからよろしく！」と言い置いて、約20分の面会を終えました。

このあと、岡田さんと鈴木さんに1時間くらいかけて約1キロある基地の周りを案内してもらい、フェンス越しに基地内の建物群やヘリポートを見ました。途中で、返還された基地跡地に建てられた公立の会館で休憩をとって、「府中の会」は今年16回目の定期総会を開いたなどの活動ぶりを教えていただき、近いうちに両方の会と合同で府中基地についてのつっこんだ勉強会をもちましょと話し合ってきました。

さらに、「府中の会」から「10.15 市民交流集会」の参加も約束して頂き、そのお礼に、私たちの方からは同会の「8.28 沖縄を味わう会」（府中市民会館ルミエール飛鳥ホール）への出席を約束してきました。

府中に16年も前からこのような基地反対の活動があったことを初めて知った私たちは、このように、どこへでも出かけて、都内のすべての反対運動と手を取り合う活動が、本当に大切だなあと再確認しました。

《その3》

「なんと贅沢な！」 武蔵村山市にできた航空総隊司令部の専用宿舎も 見てきました

いよいよこの秋、自衛隊府中基地から航空総隊司令部の移転のために「自衛隊横田基地」が新設され、自衛隊員800人という大所帯が横田にやって来る。武蔵村山市に255戸もの自衛隊員用の官舎が完成しているという。

そこで6.10「考える会」の世話人が5人で、さてどこにどんなものが建設されたのかと見に行ってきました。

今は空き家になってしまっている公務員官舎敷地の北半分に、新築の6階の高層と4階・



3階の低層等、全部で4棟が新築されており、外から見ただけでも、各戸が広そうな瀟洒な近代的建物に、広い駐車場と集会所のある管理事務所。かわいい動物の遊具のある芝生の公園。入居者の若い奥さん風の女性に聞くと「ええ、府中の人が多いようですね」という答えに、「あれ、府中の隊員だけではないんだ」。成る程、駐車場にある車たちのナンバーは、府中、大分、尾張小牧、浜松、静岡、札幌、岐阜、等々、どれも航空自衛隊のあるところからのナンバーがズラリと並んでいました。

この東日本大震災で緊急の救援・復旧資金が求められているさ中に、これは、なんと許し難い税金の無駄遣いかと、一同、憤懣しきりでした。

以上



私の弁護士活動を振り返って

代々木総合法律事務所 松本 善明

私は大学卒業後、直ちに日本共産党国会議員団事務局に就職し、法務委員会担当秘書として活動した。だから司法修習生になったのは六期生としてであった。弁護士になって入所したのは東京合同法律事務所だった。その後民主的法曹全体の観点から今の東京法律事務所である黒田寿男法律事務所に転出した。約20名の事務所に発展させたとき、弁護士7年目、35歳で、日本共産党から衆議院議員に立候補を要請され、事務所の三分の一の弁護士とともに松本善明法律事務所を設立し、5年後に初当選した。日本共産党としては東京で昭和24（1949）年以來の18年ぶりの当選だった。

このような経過なので私は日本共産党員として弁護士活動をおこなった。東京合同事務所では青柳盛雄さんに「半年は食えないものと思ってくれ」といわれて毎日朝から夕方まで事務所に出勤して法律相談に応じた。法律相談は、この依頼者はどういう要求で相談に来ているかということ聞き出す事に中心をおき、その要求を実現するように法律知識を活用した。食えるようになったのは先輩弁護士の援助で半年より早かった。

集団事務所が他になく、自由法曹団事務所でもあった東京合同では週に一回くらいは勾留理由開示公判を行うことになった。東京合同では、毎日のように勾留理由開示公判が行われた時期もあったということだ。

しかし、なんといっても松川事件上告審だった。「主戦場は国民のなかだ」という全体の弁護の方針に沿うよう、分担した被告の弁論趣意書の作成に精魂を傾けた。私は佐藤一被告の担当だったので、彼のアリバイ証明になる諏訪メモの弁論を担当した。しかしこれは国鉄側元被告と東芝側元被告の共同謀議のアリバイになるので事件全体に影響する大きな弁論だった。

メーデー事件では弁護士1年目で総論弁護を上田誠吉さんなどともに担当した。デモ隊のもっていたプラカードの文章を写真からすべて抽出し、デモ隊の意思が皇居前広場に入るという事だけを目指した平和的デモだったという弁論を行った。満員の被告席、傍聴席は一斉の拍手、上田さんから「歴史に残る弁論」と評された。事件前に東京地裁が皇居前広場の使用を許可しないことは違法とした判決を下していたことを付記しておこう。

東京法律事務所（当時の黒田寿男法律事務所）では三井三池や主婦と生活、メトロなど60年安保と一体でたたかわれた労働者のたたかいをともにたたかった。私の労働事件処理の基本は、憲法28条の労働3権を労働者が使って自らたたかうことを援助することと考えていた。従って法廷より現場で労働組合をつくり、団体交渉で解決すること、団交でらちの明かない時は、団体行動権（争議権）の行使という考えで労働者とともにたたかった。仮処分裁判を起こしても労働部で団体交渉をするという感じで労働者のたたかいを援助した。

当時暴力的活動を常道とする一派がいた、中核 革マルその他を名乗る分子だけに限らなかった。逆に丸山事件のように労働組合の委員長の刺殺事件や、争議に対する暴力団の襲撃もあった。使用者側の暴力には広範な労働者のデモ、集会で対抗し。味方の側を装うテロ分子には厳しい批判を加え労働者が挑発にのらないように配慮した。

上述のように東京事務所での活動の4年後ぐらいのときに立候補の要請があり、松本善明法律事務所を作ったが、これからは政治活動が中心で、特筆する弁護士活動はない。

第23回 自由法曹団東京支部

秋のソフトボール大会

10月28日（金）に開催！出場チーム大！

大！大募集中！参加申し込み締め切り、9月26日（月）

チームエントリーは9月はじめよりおこなう予定です。優勝を狙うチーム、親睦を深めるチーム、スポーツを楽しむチームなどそれぞれの想いや目標にみあったチームカラーを出して、是非エントリーしてください。審判員も募集しています。なお、9月28日（午後4時半～午後5時頃まで）自由法曹団本部）にルール説明会および予選リーグのくじ引きをおこないます。是非参加下さい。集団事務所でない弁護士・事務局の参加希望者もご相談ください。混成チーム結成を検討しています。

もちろん、懇親会もやります。会場は 中央海浜公園内のレストランで行う予定です。たくさんのチーム、応援団のご参加をお待ちしています。

なお 雨天の場合、11月11日（金）（午前9時半より～午後4時頃）におこないます。

★開催日時 10月28日（金） 午前9時半～午後4時(予定)

★会場 大井ふ頭中央海浜公園 スポーツの森 野球場

参加申込み ファックスをお願いします。締め切りは9月26日（月）

FAX番号 東京支部 03-3814-2623



日誌 8月6日～9月7日

8月8～10日 給費制維持行動

20日 団震災問題対策本部会議

22日 国保110番実行委員会

24日 共同センター幹事会

25日 比例定数削減議員要請／団市民問題委員会／団90周年事務局会議

26日～27日 東京支部サマーセミナー

29日 原発PT／団貧困問題委員会

30日 チーム福島

31日 都民連世話人会

9月 1日 団事務局会議／団司法問題委員会

2日 団労働問題委員会／団給費制問題対策会議

3日 国保110番相談員研修会

4日 大震災被害聴取会（須賀川）

5日 支部事務局会議

7日 構造改革PT



先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。
- NEW! ◎所定の精神障害(うつ病等)も補償の対象になります。

【保険料表】

(スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・
保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

◎入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや、
支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

◎傷害による死亡・後遺障害の補償につい
ても、所得補償保険金額の50倍または
100倍型で1億円を限度として組合わせ
ることが出来ます。

◎病気で保険金を受け取っても、継続する
ことが出来ます。(通算支払1,000日まで)

◎最高89歳まで継続が可能です。
(新規のご加入は満69歳までとなります。)

◎半年払(1月・7月払込)は、月払より
更に6%以上保険料が割安です。

対象期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25~29才	820	4,600	990	5,560
30~34才	1,000	5,640	1,250	7,030
35~39才	1,260	7,070	1,640	9,190
40~44才	1,570	8,810	2,100	11,820
45~49才	1,870	10,510	2,540	14,290
50~54才	2,170	12,210	3,000	16,880
55~59才	2,300	12,900	3,230	18,150
60~63才	2,410	13,560	3,420	19,240

※上表は平成22年12月20日以降加入時(中途加入を含みます。)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03(3349)3240



<http://www.zenben.org>

SJ10-07776 (平成22年11月5日作成)